

平成26年(行ク)第2号 裁判所書記官の処分に対する異議の申立て事件
(本案・平成25年(行ウ)第6号 公務談合損失補填請求事件)

決 定

宮崎県延岡市北川町長井4940

申立人(原告) 岩崎 信

主 文

本件異議の申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

別紙「異議状」と題する書面記載のとおり

第2 当裁判所の判断

1 本案事件は、原告が、宮崎県延岡市が訴外株式会社富士通マーケティングとの間で締結した図書館電算システム更新委託契約の締結及びそれに基づく公金の支出が違法な財務会計上の行為であり、また、同市の市立図書館長及び同社に対する損害賠償請求権の不行使が違法な財産の管理を怠る事実であると主張し、地方自治法242条の2第1項4号に基づいて、被告である同市長に対し、上記契約締結時、市立図書館長の職にあった九鬼勉及び上記会社に対して損害賠償請求をするよう求める住民訴訟である。

2(1) 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

ア 本案事件において、平成26年2月21日、第2回口頭弁論が行われ、当裁判所書記官は、同期日調書(以下「本件口頭弁論調書」という。)を作成した。

イ 申立人は、同月27日、当裁判所書記官に対し、ファクシミリにより、本件口頭弁論調書の閲覧及び謄写を請求した(以下「本件請求」という。)

申立人は、本件請求において、当裁判所書記官に対し、閲覧及び謄写の方法として、当裁判所書記官が申立人に対して本件口頭弁論調書をファク

シミリにより送信することを求めた。また、申立人は、同日、「民事訴訟法121条の規定により、異議申立書を提出する際に、異議申立理由を構成する必要」があるとして、「法的根拠について」と題する書面を当裁判所に送信した。

ウ 申立人は、同年3月8日、「異議状」と題する書面を提出した。

エ 当裁判所書記官は、同月24日、本件請求を許可した。

(2) 上記認定事実 ((1)エ) のとおり、本件請求に対しては当裁判所書記官による許可処分がされている。したがって、本件申立ては、申立ての利益を欠き、その限りにおいて、不適法というほかない。

(3) なお、一件記録を精査しても、本件請求については、本件申立ての時点において、当裁判所書記官による明示の拒絶処分がなされたとは認められず、また、黙示の拒絶処分がされたことをうかがわせる事情も見出し難い。そうすると、そもそも本件申立ての時点において、異議の対象となり得る「裁判所書記官の処分」(民事訴訟法121条)自体が存在していなかったといわざるを得ない(なお、その後、当裁判所書記官が本件請求に対して許可処分をしたことは、上記(2)のとおりである。)

また、上記認定事実 ((1)イ) のとおり、申立人は、当裁判所書記官に対し、本件口頭弁論調書をファクシミリにより送信するよう求めているところ(異議状等の記載内容からすると、申立人が、本件申立てをした最たる理由は、この点にあると思料される。)、当事者等が、訴訟記録について、ファクシミリにより送信させることにより、閲覧及び謄写をする権利を有しているとまで解することはできない(同法91条1項、3項参照)から、当裁判所書記官が申立人に対して本件口頭弁論調書をファクシミリにより送信しなかったこと自体に関し、法的問題があるとはいえない。

3 以上の次第で、本件申立ては理由がないから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成26年5月27日

宮崎地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 内 藤 裕 之

裁判官 竹 内 る い

裁判官 金 友 宏 平

これは謄本である。

平成26年5月27日

宮崎地方裁判所

裁判所書記官 高橋 健太

